

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画および事業継続計画

令和4年1月

長万部町

1. 総則

1-1 目的

(1) この行動計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザが国内外において大発生した場合においても、ガス製造・供給に支障をきたすことのないように、取るべき対応・措置を定める。

(2) 新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢変化等を踏まえて、この行動計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

1-2 定義

- (1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。
- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
 - ② 感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。

※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者。

1-3 危機管理体制

- (1) 新型インフルエンザが国内外において大発生した場合の体制は、非常体制をとる。

表-1 新型インフルエンザ等の発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）

国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

（２）新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による

発生段階	非常体制の区分
未発生期	（平常時）
海外発生期	（平常時）
国内発生早期	第一次事情体制 （※感染状況等により第二次非常体制に移行）
国内感染期	第二次非常体制 （※感染状況等により第一次非常体制を継続）

（３）非常体制には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織および分担体制「別表第１－１、別表第１－２」を整備する。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じ実施する。

（４）非常体制への移行は、非常体制を維持運営管理する事務所（以下「事務局」という。具の申に基づいて町長が決定する。ただし町長が不在の場合には、別表２により代行する。

（５）非常体制においては、規定の手順に基づき「別表第３に定めるとおり」外部諸組織との連絡を密に取る。

（６）事務局の長「具体的職名」は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

2. 非常体制移行前の対応

2-1 情報収集及び周知

(1) 事務局等は、国、地方自治体、事業者団体、医療機関等「別表第3」に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。

(2) 事務局は、得られた情報を必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

2-2 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制の検討

(1) 新型インフルエンザ大流行時に備えて、職員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うため、最低限必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施体制等の条件を整備する。

(2) ガス事業継続のために、必要な交代・補助員の確保のための課題を抽出し、対応策を検討する。

2-3 職員等への感染の予防のための措置

職員への感染防止の視点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザの流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3. 第一次非常体制における対応

3-1 情報収集及び周知

(1) 2-1 (1) 及び「別表第3」に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。

(2) 得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

3-2 感染拡大時の事業運営体制

(1) 厚生班、お客さま対応班、大口顧客班、導管班、生産班、システム班は、新型インフルエンザの感染状況に応じて、2-2 (1) に定める事業運営体制へ移行する。

(2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1) の事業運営体制に協力する。

3－3 感染拡大予防のための措置

厚生班、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

①新型インフルエンザの基本知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」措置等

②設置される健康相談窓口とその活用方法

③発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと

④職員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合、または感染者に接触した場合の、町への連絡、勤務の取り扱い等、職員等が取るべき措置に関すること

⑤会議・集会等とその出席者数の制限に関すること。

⑥新型インフルエンザ発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

4. 第二次非常体制における対応

4－1 情報収集及び周知

3－1に定める情報収集および周知を継続、強化して行う。

4－2 感染拡大時の事業運営体制

(1) 新型インフルエンザ大流行時においても、職員の安全確保をおこないつつ都市ガスの安定供給に最大限努めるため、新型インフルエンザの感染状況に応じて、2－2(1)に定める事業運営体制を維持・強化する。

(2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

(3) 事務局は、優先業務実施に必要な要員の欠勤状況に応じ、2－2(2)に定める要員・代行者確保策を強化し、実施する。

(4) 広範囲に供給支障が発生する等、事業運営に大きな支障をきたすおそれがある場合には、事務局は、必要に応じて日本ガス協会等の関係機関等と連携を強化し、事業運営の継続に最大限努めるものとする。

4－3 感染拡大予防のための措置

厚生班は、第二次非常対策本部設置後も、3－3に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。

①国内外の新型インフルエンザの感染状況等に加えて、町の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。

②職員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。

③会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。

④第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。

⑤第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。

⑥国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。

⑦国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡 航の取りやめ等の勧告を行う。

5. 事業継続計画

5-1 基本方針

(1) 最優先する事項

お客さま、都市ガス事業者の従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 事業継続計画の基本的考え方

都市ガスの製造・供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。特にお客さまと面対する業務は最小限度に留める。

(3) 事業継続計画の発動

原則として国内感染期の状況になり、対策本部長が事業継続計画を発動する。

5-2 継続業務の特定と継続方法

(1) 重要業務・縮小業務の分類及び継続方針

平常時の業務を表5-1のとおり、2つに分類し、原則「A 重要業務」を継続、「B 縮小業務」を縮小することとし、事業継続計画を発動した際に速やかに対策本部長が具体的な決定を行い移行する。

表 5-1 業務の分類

区 分	名 称	内 容
A	重要業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務(システム、広報、電話受付、勤務管理等)
B	縮小業務	都市ガスの供給継続に直接関与しない業務

(2) 具体的な業務の区分

表 5-2 業務の区分

部門	業務	区分	備考
製造	原料の受入に関する業務	A	
	都市ガスの製造業務	A	
	製造関連施設の維持管理業務	A	
供給	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	ガバナ、巡回、応急手当等
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。ただし緊急性を有するものは A
緊急保安	ガス漏れ、供給支障対応	A	(※1)

システム 管理	製造・供給・顧客管理等、製造・供給に必須なシステムの保守業務	A	
総 務	感染拡大に係る業務	A	
人 事 経 理 広 報	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスコミ対応
	上記以外 福利厚生、中長期要員計画等	B	
お 客 さ ま 関係業務	電話受付	A	
	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
	開閉栓	B	新設開栓含む(※2)
	検針	B	
	面对しての料金収受	B	銀行振り込み等は継続
	内管工事	B	新設含む。ただし、緊急性を有するものは A
	ガス機器販売、修理	B	(※2)
	新規営業	B	
資 材	製造・供給継続に必要な資材類 (導管材料含む)の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	

(※1)お客さまとの面对業務は極力抑制するとの考えより、緊急保安業務のうち、下記の業務については原則、面对を抑制する。

ただし(※2)の考え方は適用する。

○マイコン復帰 電話復帰いただく。ガス臭い等の異常がない限り出勤しない。

○灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止し、ガスを使用しないよう要請する。(原則、灯内内管の修理は行わない)

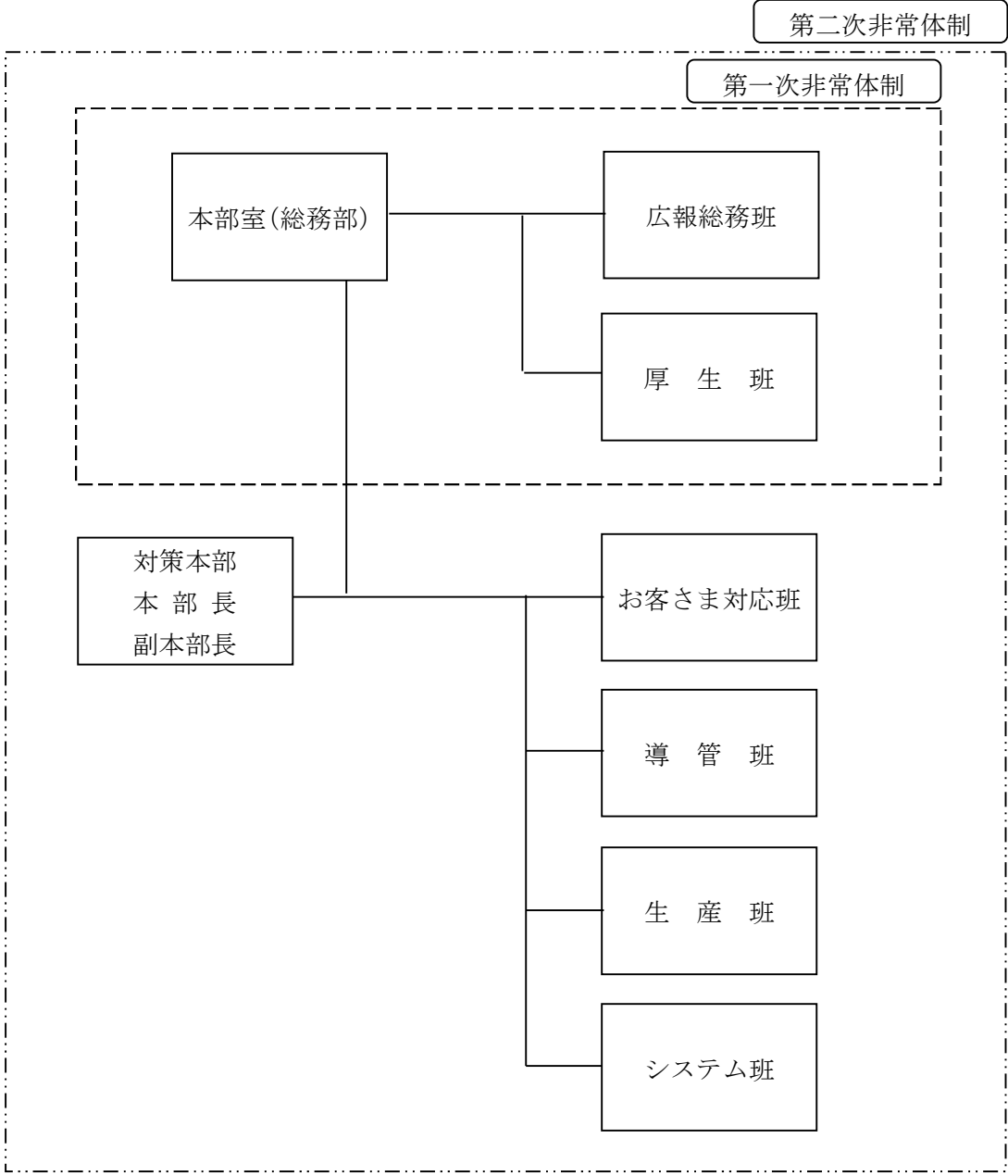
○機器修理 当該機器の使用を中止していただく。

(※2)お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的な重要施設であった場合は個別に必要と判断する場合は対応する。

(3) 事業継続における人員計画

事業継続計画に基づき、あらかじめ職員・協力会社員に対して必要な業務の割り当てておき、実施の段階においては、要員の健康状態を把握し、適宜割り当ての修正を行う。

別表第 1－1　＜非常体制の組織図＞



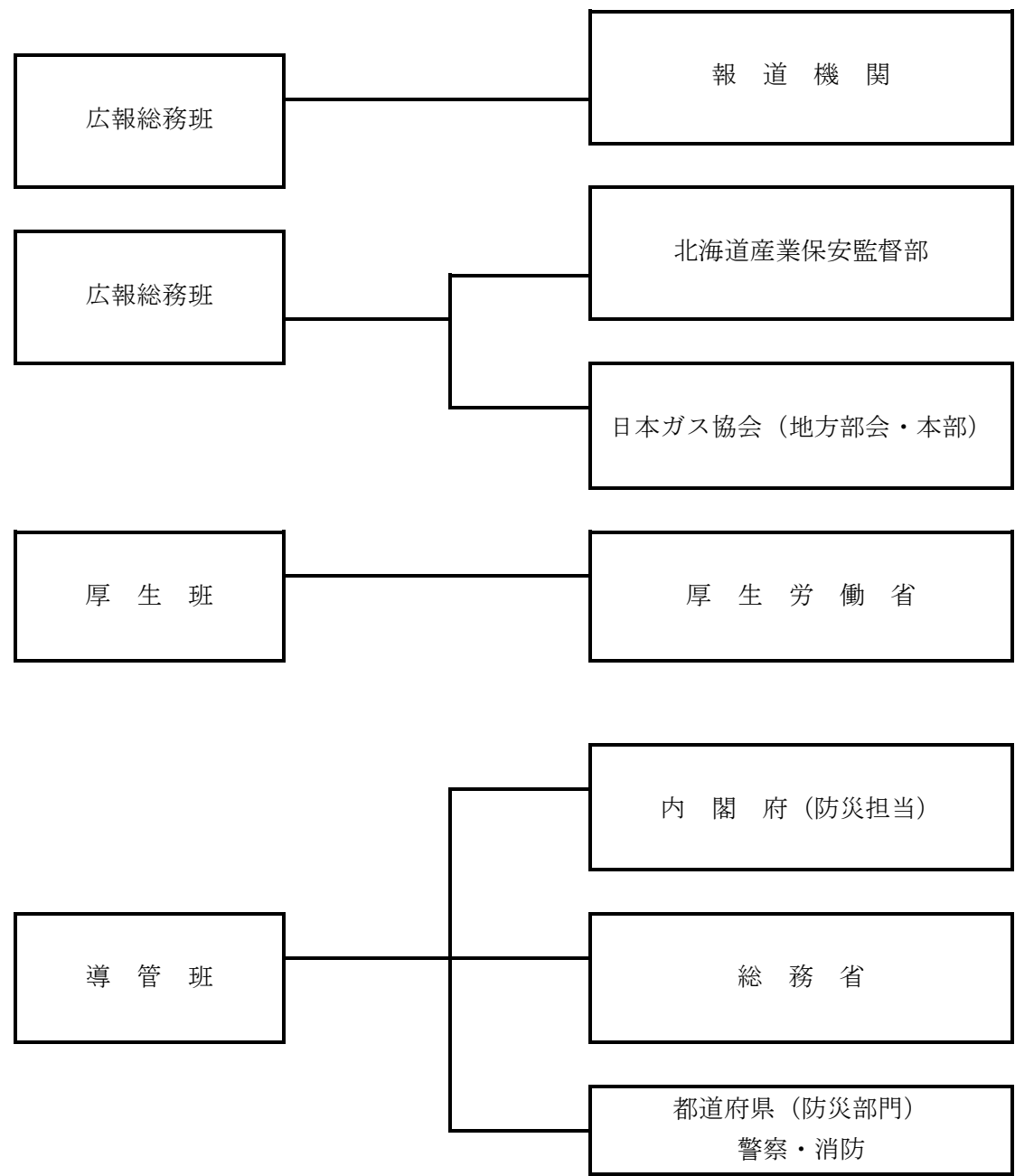
別表第 1－2　＜非常体制の分担業務＞

統 括 班	部署名	主な役割・業務
本 部 長	町長	対策本部業務の推進・総括
副 本 部 長	副町長	対策本部長の補佐
事 務 局	総務部	対策本部内実施策の検討・実施
広 報 総 務 班	水道ガス課管理係	外部広報対応、警備に関する事項
厚 生 班	保健福祉課	職員、グループ職員の勤務状況・安否の確認、感染拡大阻止にかかる諸行動の周知の徹底
お 客 さ ま 対 応 班	水道ガス課管理係	一般お客さま対応、受付対応
導 管 班	水道ガス課導管係	供給操作の検討・実施、導管事故処理計画検討実施、導管警備体制の確立
生 産 班	水道ガス課小売係	原料輸送に関わる事項、製造所等警備に関する事項、生産・稼働計画見直し検討・実施
シ ス テ ム 班	水道ガス課管理係	町内 IT システム維持に関する事項

別表第2　＜体制発令の代行順位＞

代　行　順　位	代　行　者
第1位	副町長
第2位	総務課長
第3位	水道ガス課長
第4位	水道ガス課主幹

別表第3　＜防災関係機関との情報連絡経路＞



上記の連携は、原則であり、災害対応上必要なときは各班で対応する。